【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年8月12日
【発行者名】	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　梅本　賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	中村　慎吾
【電話番号】	03-6229-0170
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド
（以下「ファンド」または「本ファンド」といいます。）
愛称として「雪だるま（全世界株式）」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社（2022年８月１日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社合併をいたしました。なお、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、同社名を継承しております。）（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（ⅰ） 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりで表示されます。

（ⅱ） 基準価額の算出頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（１万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　http://www.sbiam.co.jp/

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）

・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）

①分配金受取コース

②分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

2022年8月13日（土曜日）より2023年2月14日（火曜日）まで

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込みの方法等

(ⅰ)受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨のお申込書を提出します。

(ⅱ)前記(ⅰ)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

(ⅲ)本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

(ⅳ)「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「積立投資約款」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第１ 【ファンドの状況】

１ 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

この投資信託（以下「本ファンド」という場合があります。）は、全世界の株式市場の動きを捉えることを目指して、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／株式／インデックス型」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下のようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧ください。

◎商品分類

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／株式／インデックス型」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足区分
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	特殊型
	内外	不動産投信	
		その他資産 （　　）	
		資産複合	

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内及び海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

投資対象資産	その他資産 （投資信託証券（株式　一般））
決算頻度	年１回
投資対象地域	グローバル（日本を含む）
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし
その他の指数	FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（円換算ベース）

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	インデックス
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券（株式　一般）） 資産複合	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を含む） 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし	日経225 TOPIX その他（FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（円換算ベース))

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券（株式　一般）です。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（株式　一般））	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。（株式　一般）とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年１回	目論見書または信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含む）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
その他の指数	日経225、TOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

③ファンドの特色

1 グローバル株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とし、全世界の株式市場の値動きに連動する投資成果をめざします。

マザーファンド受益証券を通じて、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（円換算ベース）※に連動する投資成果をめざします。
※当該指数については、後述の<ベンチマークについて>をご覧ください。

2 マザーファンド受益証券は、ETF（上場投資信託）を含む投資信託証券を主要投資対象とします。なお、これらを個々にまたは総称して「投資対象ファンド」という場合があります。

投資対象ファンド及び基本投資割合は次の通りとします。（2022年2月変更）
基本投資割合は、ベンチマークの動きへの連動を目的として変動させる場合があります。

投資対象ファンドの名称	基本投資割合
(1)バンガード・トータル・ストック・マーケットETF	60%
(2)SPDR ポートフォリオ・ディベロップド・ワールド（除く米国） ETF	30%
(3)SPDR ポートフォリオ・エマージングマーケッツ ETF	10%

※投資対象ファンドの詳細については、後述の投資対象ファンドの概要をご覧ください。

3 本ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社
世界27拠点に展開するモーニングスター・グループ傘下の企業です。同グループは投資信託を中心に、様々な金融商品に関する調査分析情報を提供するグローバルな運用調査機関です。グローバルな調査体制を活かして株式銘柄の分析、ファンド選定、資産配分に関する運用助言等を行っています。
契約資産残高は、約3,173億円（2021年12月末現在）

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

追加的記載事項

<ベンチマークについて>
「FTSEグローバル オール・キャップ インデックス」はFTSE社が開発した指数で、全世界の大型、中型、小型株の市場の動きを表す指数です。先進国株式及び新興国株式が対象となります。なお、FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス（円換算ベース）は、FTSEグローバル・オールキャップ・インデックスをもとに、委託会社が円換算しております。

本ファンドは、FTSEインターナショナルリミテッド（以下「FTSE」といいます。）、ロンドン証券取引所（以下「LSEG」といいます。）（総称して、以下「ライセンス供与者」といいます。）のいずれによっても、支援、推奨、販売または販売促進するものではありません。ライセンス供与者は、「FTSEグローバル・オールキャップ・インデックス」（以下、「本指数」といいます。）の使用およびいかなる時点における本指数値の利用から生じるいかなる結果に対しても、明示的か黙示的かを問わず、何ら表明や保証を行うものではありません。本指数はFTSEによって編集および計算されます。ライセンス供与者は、本指数の誤りについて何人に対しても責任を負わず（過失の有無を問わず）、かつ本指数の誤りに関して通知する義務を負いません。FTSE®はLSEGの商標であり、FTSEがライセンスに基づき使用しています。

④信託金の限度額

5,000 億円を上限とします。

・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年12月6日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

2018年 9月5日 ファンドの名称を「ＥＸＥ－ｉ　つみたてグローバル（中小型含む）株式ファンド」から「ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド」に変更しました。また、「雪だるま（全世界株式）」という愛称を付与しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託（ベビーファンド）の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

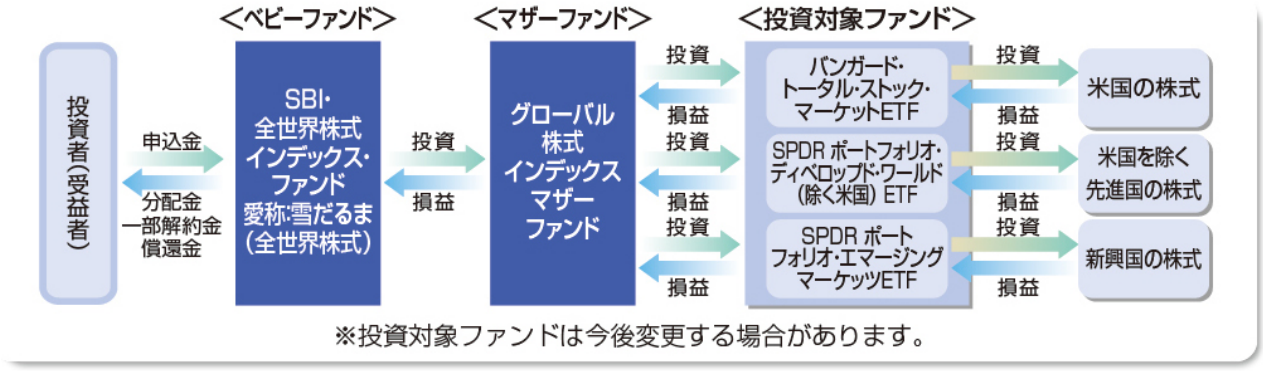

②委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要

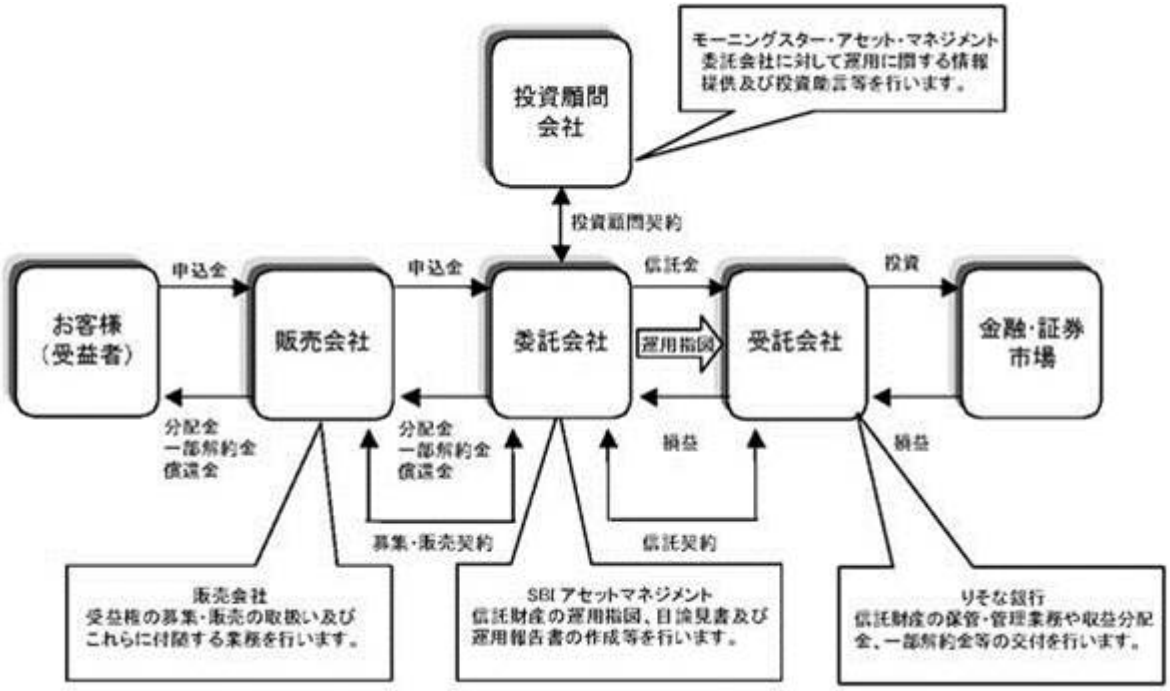

(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託しています。

③委託会社の概況（2022年8月1日現在）

（ｉ）資本金

4億20万円

（ii）沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託会社としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更しました。

2005年7月1日には、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現ＳＢＩホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現ＳＢＩホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、ＳＢＩグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社（ＳＢＩAMG）が、モーニングスター株式会社より取得しました。ＳＢＩAMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年８月１日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社合併をしました。なお、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

1986年 8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年 2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号を変更
2002年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号を変更
2005年 7月 1日	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社に商号を変更
2007年 9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）
2022年 8月 1日	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社合併。ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

(iii)大株主の状況

株　主　名	住　　所	所有株数	所有比率
ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	753,645株	68.6%
モーニングスター株式会社	同上	208,000株	18.9%
ＰＩＭＣＯ　ＡＳＩＡ　ＬＩＭＩＴＥＤ	Suite 2201,22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street,Central,Hong Kong	29,507株	2.7%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

１．基本方針

この投資信託（以下、「本ファンド」という場合があります。）は、全世界の株式市場の動きを捉えることを目指して、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

２．運用方法

(ⅰ)投資対象

グローバル株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

(ⅱ)投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界の株式へ投資を行い、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

② マザーファンド受益証券の運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。

③ マザーファンド受益証券の組入比率は高位に維持することを原則とします。

④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

⑤ 資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形

２．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 運用の指図範囲等(信託約款第17条第１項)

委託会社は、信託金を、主として、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

３．国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

４．外国法人が発行する譲渡性預金証書

５．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

６．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

７．投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）なお、６.の証券ならびに７.の証券（新投資口予約権証券および投資法人証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

④ 前記②の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③１.から４.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑥　前記⑤においてマザーファンドの信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑦　マザーファンドの概要

下記概要は、本書作成日現在のものであり今後、変更になる場合があります。

ファンド名	グローバル株式インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、全世界の株式市場の動きを捉えることを目指して、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	ＥＴＦ（上場投資信託）を含む投資信託証券を主要投資対象とします。投資対象とするＥＴＦは別に定めるものとします。なお、それらを個々に又は総称して「投資対象ファンド」という場合があります。
投資態度	①投資対象ファンドへの投資を通じて日本を含む世界の株式へ実質的に投資を行い、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。 ②当該指数への連動を目的として、以下の変更を行う場合があります。変更が行われた場合には別に記載するものとします。 （1）投資対象ファンドの入替 （2）新たな投資対象ファンドの追加 （3）投資対象ファンドからの除外 なお、複数の投資対象ファンドに投資する場合には、各ファンドの基本投資割合を設定します。ただし、当該基本投資割合は、当該指数の動きへの連動を目的として変動させる場合があります。 投資対象ファンドへの投資割合は、高位を維持することを原則とします。 ③ファンドの運用にあたっては、「モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社」の投資助言を受けます。 ④当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券（上場投資信託を除きます。）への投資割合は信託財産の総資産価額の5%以下とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③株式への直接投資は行いません。 ④一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限（設定日：2017年12月6日）
決算日	11月12日（休業日の場合は翌営業日）です。
信託財産留保額	かかりません。
信託金の限度額	5,000億円
受託銀行	株式会社りそな銀行
委託会社	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社
投資顧問（助言）会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社

（参考情報）投資対象ファンドの概要

下記概要はマザーファンドが投資対象としている投資対象ファンドの概要です。
なお、FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（円換算ベース）への連動を目的として、投資対象ファンドの入替、新たな投資対象ファンドの追加、投資対象ファンドからの除外を行う場合があります。複数の投資対象ファンドに投資する場合には、各ファンドの基本投資割合を設定します。ただし、当該基本投資割合は、当該指数の動きへの連動を目的として変動させる場合があります。

(2022年2月変更)

投資対象ファンドの名称	基本投資割合
（1）バンガード・トータル・ストック・マーケットETF	60%
（2）SPDR ポートフォリオ・ディベロップド・ワールド（除く米国）ETF	30%
（3）SPDR ポートフォリオ・エマージングマーケッツETF	10%

（1） バンガード・トータル・ストック・マーケットETF

連動する指数	CRSP USトータル・マーケット・インデックス
指数について	CRSP USトータル・マーケット・インデックスとは、米国株式市場の大型株から小型株までを対象とし、投資可能銘柄のほぼ100%をカバーした時価総額加重平均型の株価指数です。
委託会社	ザ・バンガード・グループ・インク
管理報酬等	純資産総額に対し年率0.03%

（2）SPDR ポートフォリオ・ディベロップド・ワールド（除く米国）ETF

連動する指数	S&Pディベロップド（除く米国）・ブロード・マーケット・インデックス
指数について	S&Pディベロップド（除く米国）・ブロード・マーケット・インデックスとは、S&Pダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で米国を除く先進国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P ダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。
委託会社	State Street Global Advisors
管理報酬等	純資産総額に対し年率0.04%

（3）SPDR ポートフォリオ・エマージングマーケッツETF

連動する指数	S&Pエマージング・ブロード・マーケット・インデックス
指数について	S&Pエマージング・ブロード・マーケット・インデックスとは、S&P ダウジョーンズ・インディシーズ社が算出する指数で新興国株式市場全体の動きを表す株価指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はS&P ダウジョーンズ・インディシーズ社に帰属します。
委託会社	State Street Global Advisors
管理報酬等	純資産総額に対し年率0.11%

※　上記は2022年5月末時点で委託会社が取得可能な情報を基に記載しており、今後変更となる場合があります。

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリスト（５～７名程度）による市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員（１～３名）、最高運用責任者、運用部長（１名）及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」（６名程度）、「組合投資委員会」（６名程度）での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

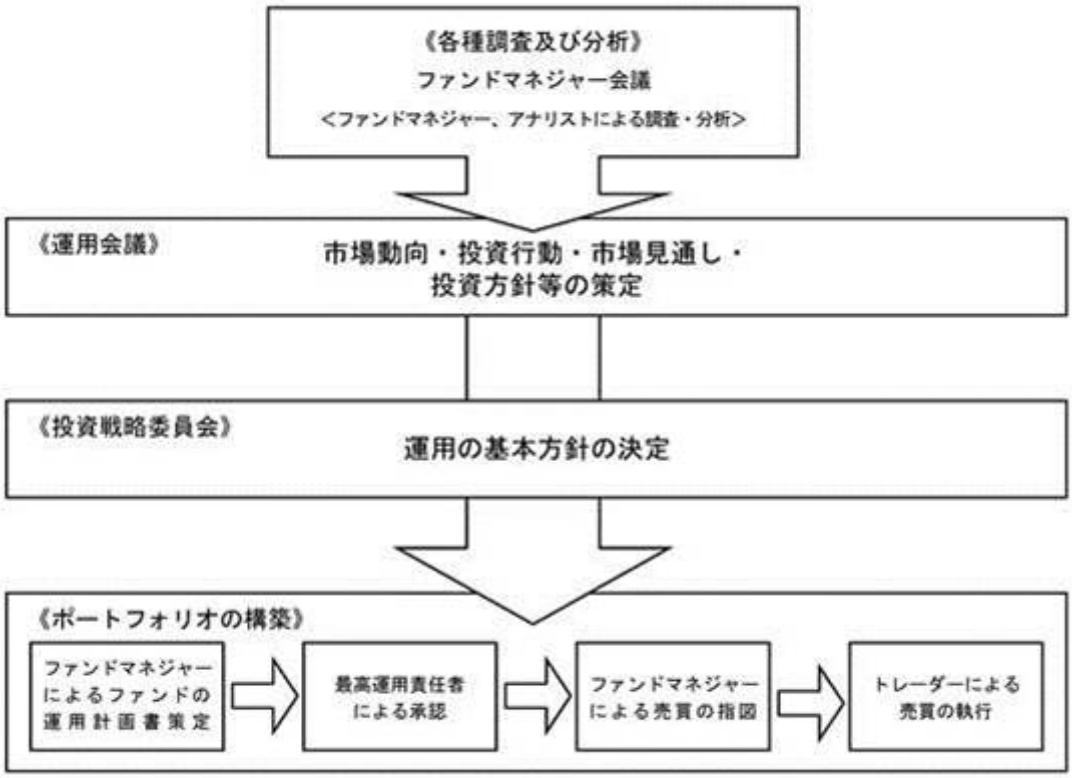

コンプライアンス・オフィサーがファンドに係る意思決定を監督します。

＜受託会社に対する管理体制＞
受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年１回決算（毎年11月12日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）を行い、毎計算期末に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）及び売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(ⅰ)分配金、配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ⅱ)売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

(ⅲ)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(注) 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしたがいます。

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

(ⅰ) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(ⅱ) マザーファンド受益証券への実質投資割合には制限を設けません。

(ⅲ) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(ⅳ) 株式への直接投資は行いません。

(ⅴ) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 信託約款上のその他の投資制限

(ⅰ)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第20条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(ⅱ)外国為替予約取引の指図及び範囲(信託約款第21条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第９条）

④ その他

(ⅰ)資金の借入れ(信託約款第27条)

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

・ 株価変動リスク
一般に株価は政治・経済情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ 為替変動リスク
為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ 信用リスク
組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ 流動性リスク
組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

・ カントリーリスク
組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。特に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。

その他の留意点
○本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
○本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
○投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
○銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
○収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
○投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。

○収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

《リスク管理体制》

①　運用に関するリスク管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

最高運用責任者による統括

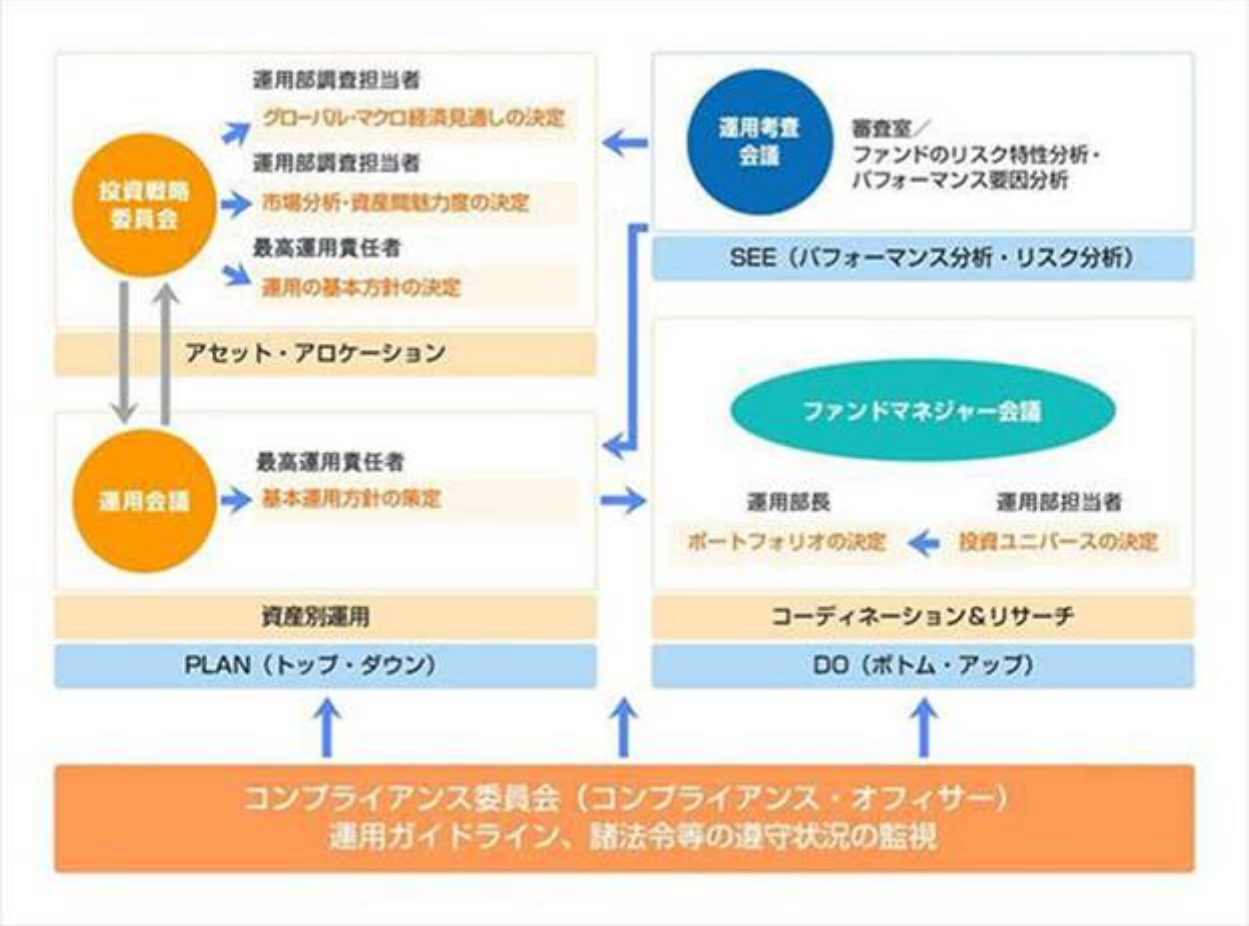

運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内　　容
投資戦略委員会	原則月１回	常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月１回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
運用考査会議	原則月１回	常勤役員、最高運用責任者、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月１回	常勤役員及びコンプライアンス・オフィサーをもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス・オフィサーは、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

（2017年6月～2022年5月）

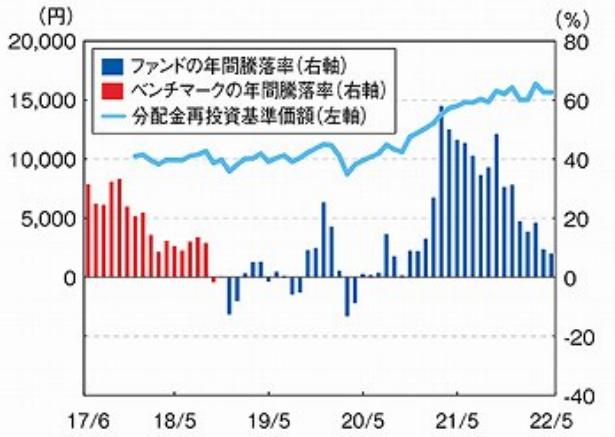

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

（2017年6月～2022年5月）

ファンドの年間騰落率はベンチマーク（2018年11月以前）の年間騰落率を含みます。

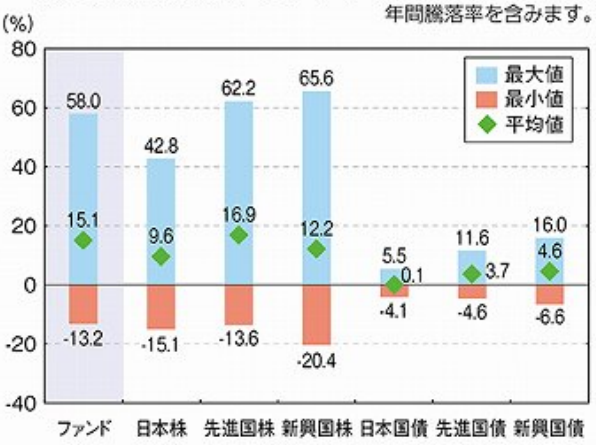

＊上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

＊ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉
日 本 株…Morningstar 日本株式指数
先進国株…Morningstar 先進国株式指数（除く日本）
新興国株…Morningstar 新興国株式指数
日本国債…Morningstar 日本国債指数
先進国債…Morningstar グローバル国債指数（除く日本）
新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉
日 本 株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar 先進国株式指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstar グローバル国債指数（除く日本）は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉
本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社（これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います）が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス（以下「Morningstarインデックス」と言います）の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害（逸失利益を含む）について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

かかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

(3) 【信託報酬等】

<table>
<tr><td rowspan="6"></td><td rowspan="5">ファンド</td><td colspan="3">ファンドの日々の純資産総額に年0.0682%(税抜：年0.062%)を乗じて得た額とします。信託報酬は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
＜信託報酬の配分（税抜）＞</td></tr>
<tr><td>支払先</td><td>料率</td><td>役務の内容</td></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年0.022%</td><td>ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年0.022%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年0.018%</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
<tr><td colspan="3">*上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。
投資顧問（助言）会社への報酬は委託会社報酬の中から支払われます。</td></tr>
<tr><td>実質的に投資対象とする投資対象ファンドの信託報酬等</td><td colspan="3">年0.042%程度
＊基本投資割合で運用された場合の信託報酬率であり、実際の組入れ状況により変動します。また、マザーファンド受益証券を通じて投資する投資対象ファンドの変更等により、数値は変動する場合があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実質的な負担</td><td colspan="3">年0.1102%(税込)程度
＊本ファンドがマザーファンド受益証券を通じて投資する投資対象ファンドの信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。</td></tr>
</table>

(4) 【その他の手数料等】

ファンドの監査費用は純資産に対して年0.02%（税込）を上限とします。信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税相当額は計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

また、有価証券売買時の売買委託手数料、保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等が信託財産から差引かれます。なお、その他の費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

また、当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

収益分配時・換金（解約）・償還時に受益者が負担する税金は2022年5月末日現在、以下の通りです。なお、以下の内容は税法が改正された場合等には、変更となることがあります。

①　個人の受益者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ．解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

・少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアＮＩＳＡ（ジュニアニーサ）」及び非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「愛称：つみたてＮＩＳＡ（つみたてニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。また、非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度は、一定の基準を満たした公募株式投資信託に係る非課税制度で、当ファンドはその適用対象です。なお、ＮＩＳＡまたはつみたてＮＩＳＡ（いずれかを選択）、及びジュニアＮＩＳＡをご利用の場合、毎年一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②　法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

③　確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

＜注1＞個別元本について

①　受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②　受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

③　受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

＜注2＞収益分配金の課税について

①　追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

②　受益者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。
※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。
※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（1）【投資状況】

(2022年 5月31日現在)

資産の種類	国　名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	59,770,425,690	100.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	△58,031,984	△0.10
合計(純資産総額)		59,712,393,706	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

(2022年 5月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	グローバル株式インデックスマザーファンド	37,939,841,114	1.5914	60,378,504,880	1.5754	59,770,425,690	100.10

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別投資比率

(2022年 5月31日現在)

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.10
合計	100.10

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

2022年 5月31日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　(2018年11月12日)	1,455,170,762	1,455,170,762	1.0032	1.0032
第2計算期間末　(2019年11月12日)	4,175,903,182	4,175,903,182	1.0712	1.0712
第3計算期間末　(2020年11月12日)	11,430,125,728	11,430,125,728	1.1672	1.1672
第4計算期間末　(2021年11月12日)	41,859,472,899	41,859,472,899	1.5974	1.5974
2021年 5月末日	23,917,615,620	―	1.4504	―
6月末日	27,263,389,487	―	1.4808	―

7月末日	29,916,779,696	—	1.4781	—
8月末日	33,028,490,852	—	1.5080	—
9月末日	35,136,485,759	—	1.4851	—
10月末日	39,994,652,632	—	1.5767	—
11月末日	42,396,729,277	—	1.5522	—
12月末日	47,505,143,079	—	1.6060	—
2022年 1月末日	47,042,428,875	—	1.5026	—
2月末日	49,492,577,331	—	1.5037	—
3月末日	56,809,249,609	—	1.6361	—
4月末日	56,669,949,605	—	1.5669	—
5月末日	59,712,393,706	—	1.5654	—

(注)表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2017年12月 6日～2018年11月12日	0.0000
第2計算期間末	2018年11月13日～2019年11月12日	0.0000
第3計算期間末	2019年11月13日～2020年11月12日	0.0000
第4計算期間末	2020年11月13日～2021年11月12日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間末	2017年12月 6日～2018年11月12日	0.3
第2計算期間末	2018年11月13日～2019年11月12日	6.8
第3計算期間末	2019年11月13日～2020年11月12日	9.0
第4計算期間末	2020年11月13日～2021年11月12日	36.9
第5中間計算期間末	2021年11月13日～2022年 5月12日	△7.1

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。
なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2017年12月 6日～2018年11月12日	1,759,356,548	308,788,615	1,450,567,933
第2計算期間末	2018年11月13日～2019年11月12日	3,252,938,325	805,205,296	3,898,300,962
第3計算期間末	2019年11月13日～2020年11月12日	7,713,168,929	1,818,842,141	9,792,627,750
第4計算期間末	2020年11月13日～2021年11月12日	20,058,953,442	3,646,254,847	26,205,326,345
第5中間計算期間末	2021年11月13日～2022年 5月12日	13,505,945,916	2,783,804,877	36,927,467,384

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

グローバル株式インデックスマザーファンド

投資状況

(2022年 5月31日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	アメリカ	59,359,991,590	99.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	408,588,468	0.68
合計(純資産総額)		59,768,580,058	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2022年 5月31日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD TOTAL STOCK MKT ETF	1,346,339	29,825.02	40,154,598,730	26,676.65	35,915,820,612	60.09
2	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR PORTFOLIO DEVELOPED WORLD EX-US ETF	4,201,711	4,684.79	19,684,147,961	4,179.64	17,561,664,574	29.38
3	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	1,272,374	5,423.28	6,900,444,284	4,623.25	5,882,506,404	9.84

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2022年 5月31日現在)

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.32
合計	99.32

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）

運用実績

基準価額・純資産の推移

（基準日:2022年5月31日）

（設定日（2017年12月6日）～2022年5月31日）

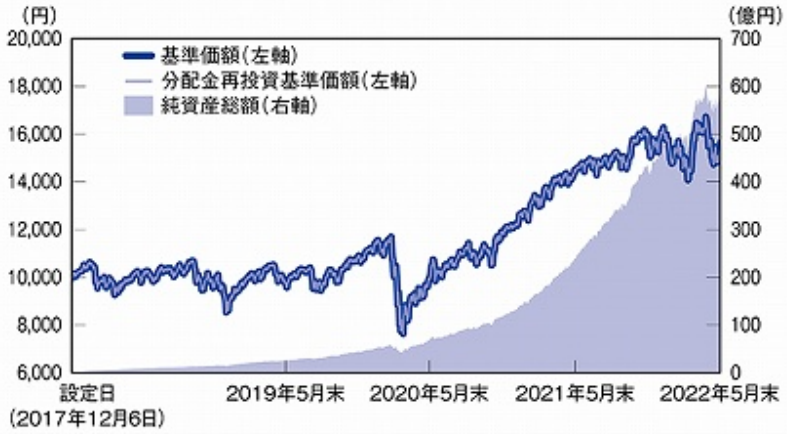

※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額（1万口当たり）	15,654円
純資産総額	597.1億円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

決算期	金額
第1期（2018年11月12日）	0円
第2期（2019年11月12日）	0円
第3期（2020年11月12日）	0円
第4期（2021年11月12日）	0円
－	－
設定来累計	0円

主要な資産の状況（マザーファンド）

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

≪組入銘柄≫

投資対象ファンドの名称	種類	国／地域	通貨	比率
バンガード・トータル・ストック・マーケットETF	投資信託証券	米国	米ドル	60.1%
SPDR ポートフォリオ・ディベロップド・ワールド（除く米国） ETF	投資信託証券	米国	米ドル	29.4%
SPDR ポートフォリオ・エマージングマーケッツ ETF	投資信託証券	米国	米ドル	9.8%
現金等				0.7%
合計				100.0%

年間収益率の推移（暦年ベース）

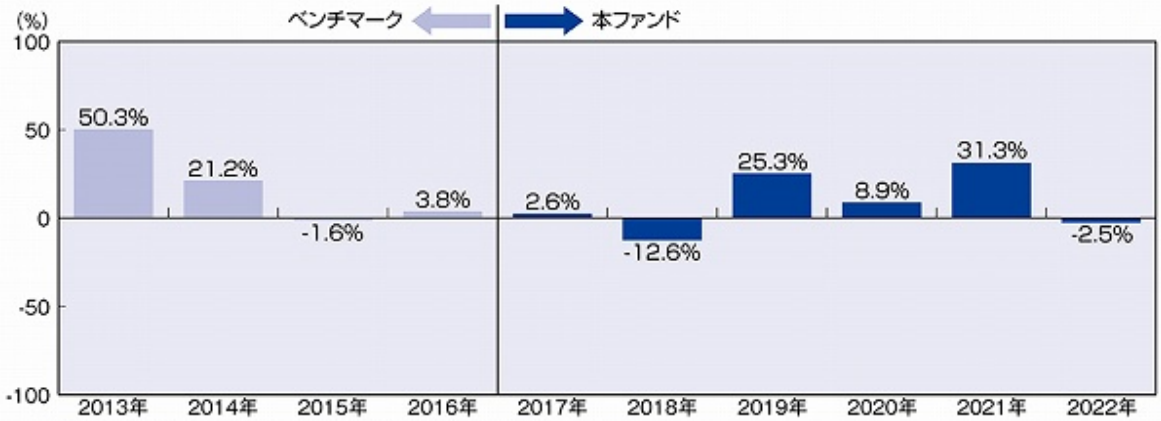

※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2016年まではベンチマーク（FTSE グローバル・オールキャップ・インデックス（円換算ベース））の騰落率です。
※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。
※2017年は設定日2017年12月6日（10,000円）から年末まで、2022年は年初から5月末までの騰落率です。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

第２ 【管理及び運営】

１ 【申込（販売）手続等】

(ⅰ)お申込日

毎営業日お申込いただけます。
原則として、営業日の午後３時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。
上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。
ただし、取得申込日当日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。
詳しくは販売会社へお問い合せください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　 http://www.sbiam.co.jp/

(ⅱ)お申込単位

・分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）
・お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。（当初1口＝1円）
①分配金受取コース
②分配金再投資コース
再投資される収益分配金については1口単位とします。
取得申込に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。
また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記(ⅰ)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(ⅲ)お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

(ⅳ)お申込手数料

ありません。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

２ 【換金（解約）手続等】

ａ．換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後３時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、換金申込日当日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。

詳しくは販売会社へお問い合せください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　 http://www.sbiam.co.jp/

ｂ．換金単位

最低単位を１円単位または１口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

ｃ．換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a．の照会先においてもご確認いただけます。

ｄ．換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

ｅ．その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

（ⅰ）基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりで表示されます。

（ⅱ）主な投資対象資産の評価方法

マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

(ⅲ) 基準価額の算出頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（１万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（１万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社（委託会社）
電話番号 03－6229－0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
ホームページ　 http://www.sbiam.co.jp/

(2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は2017年12月6日から開始し、原則として無期限です。
ただし、後記の「（5）その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年11月13日から翌年11月12日までとすることを原則とします。なお、第1期計算期間は、2017年12月6日から2018年11月12日までとします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

(ⅰ)信託の終了

① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記②から④までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(ⅱ)その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「（ⅲ）約款変更」②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii)約款変更

① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前記②の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 前記②の書面決議は議決権が行使できる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる１つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv)公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.sbiam.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(ｖ)反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款第38条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第39条に規定する信託契約の解約または第44条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi)運用報告書の作成

ファンドは、毎計算期末 （毎年11月12日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(vii)関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

４ 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(ⅰ)収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(ⅱ)換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(ⅲ)帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

1)　本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2)　本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2020年11月13日から2021年11月12日まで）の財務諸表について、監査法人ナカチによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2020年11月12日現在	第4期 2021年11月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,437	4,419,547
親投資信託受益証券	11,499,335,282	41,912,192,475
流動資産合計	11,499,337,719	41,916,612,022
資産合計	11,499,337,719	41,916,612,022
負債の部		
流動負債		
未払解約金	66,175,584	46,297,557
未払受託者報酬	849,622	3,115,629
未払委託者報酬	2,076,785	7,615,925
未払利息	-	12
その他未払費用	110,000	110,000
流動負債合計	69,211,991	57,139,123
負債合計	69,211,991	57,139,123
純資産の部		
元本等		
元本	9,792,627,750	26,205,326,345
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,637,497,978	15,654,146,554
元本等合計	11,430,125,728	41,859,472,899
純資産合計	11,430,125,728	41,859,472,899
負債純資産合計	11,499,337,719	41,916,612,022

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自　2019年11月13日 至　2020年11月12日	第4期 自　2020年11月13日 至　2021年11月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,184,923,575	6,946,127,193
営業収益合計	1,184,923,575	6,946,127,193
営業費用		
支払利息	515	2,106
受託者報酬	1,346,845	4,690,128
委託者報酬	3,292,169	11,464,642
その他費用	220,083	220,000
営業費用合計	4,859,612	16,376,876
営業利益又は営業損失（△）	1,180,063,963	6,929,750,317
経常利益又は経常損失（△）	1,180,063,963	6,929,750,317
当期純利益又は当期純損失（△）	1,180,063,963	6,929,750,317
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	10,039,050	555,795,818
期首剰余金又は期首欠損金（△）	277,602,220	1,637,497,978
剰余金増加額又は欠損金減少額	280,868,745	8,565,961,383
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	280,868,745	8,565,961,383
剰余金減少額又は欠損金増加額	90,997,900	923,267,306
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	90,997,900	923,267,306
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,637,497,978	15,654,146,554

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第3期 2020年11月12日現在	第4期 2021年11月12日現在
１．計算期間の末日における受益権の総数	9,792,627,750口	26,205,326,345口
２．1口当たり純資産額	1.1672円	1.5974円
(10,000口当たり純資産額)	(11,672円)	(15,974円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期 自 2019年11月13日 至 2020年11月12日			第4期 自 2020年11月13日 至 2021年11月12日		
１．分配金の計算過程			１．分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	128,042,020円	費用控除後の配当等収益額	A	328,617,488円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	1,041,982,893円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	6,045,337,011円
収益調整金額	C	569,763,798円	収益調整金額	C	8,194,210,765円
分配準備積立金額	D	201,418,669円	分配準備積立金額	D	1,085,981,290円
本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,941,207,380円	本ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	15,654,146,554円
本ファンドの期末残存口数	F	9,792,627,750口	本ファンドの期末残存口数	F	26,205,326,345口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,982.29円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,973.63円
10,000口当たり分配金額	H	－円	10,000口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円
２．追加情報 2016年1月29日の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入発表後、国内短期金融市場では利回り水準が低下しております。この影響により、利息に相当する額を本ファンドが実質的に負担する場合には受取利息のマイナスまたは支払利息として表示しております。			２．追加情報 同左		

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第3期 自 2019年11月13日 至 2020年11月12日	第4期 自 2020年11月13日 至 2021年11月12日
1.金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール･ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左 同左 同左 同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2020年11月12日現在	第4期 2021年11月12日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	①親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第3期 自 2019年11月13日 至 2020年11月12日	第4期 自 2020年11月13日 至 2021年11月12日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,182,536,247	6,936,098,170
合計	1,182,536,247	6,936,098,170

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 2019年11月13日 至 2020年11月12日	第4期 自 2020年11月13日 至 2021年11月12日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

本ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第3期 自 2019年11月13日 至 2020年11月12日	第4期 自 2020年11月13日 至 2021年11月12日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,898,300,962円	9,792,627,750円
期中追加設定元本額	7,713,168,929円	20,058,953,442円
期中一部解約元本額	1,818,842,141円	3,646,254,847円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種　類	銘　柄	券面総額(口)	評価額	備考
親投資信託受益証券	グローバル株式インデックスマザーファンド	26,084,262,183	41,912,192,475	
合計		26,084,262,183	41,912,192,475	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド）は、「グローバル株式インデックスマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2021年11月12日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

グローバル株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2021年11月12日現在
資産の部	
流動資産	
預金	122,473
コール・ローン	463,353,191
投資信託受益証券	41,643,505,045
派生商品評価勘定	487,467
流動資産合計	42,107,468,176
資産合計	42,107,468,176
負債の部	
流動負債	
未払金	193,987,392
未払利息	1,269
流動負債合計	193,988,661
負債合計	193,988,661
純資産の部	
元本等	
元本	26,084,262,183
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	15,829,217,332
元本等合計	41,913,479,515
純資産合計	41,913,479,515
負債純資産合計	42,107,468,176

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
２.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
３.その他	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2021年11月12日現在
１．　計算期間の末日における受益権の総数	26,084,262,183口
２．　1口当たり純資産額	1.6068円
(10,000口当たり純資産額)	(16,068円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	自 2019年11月13日 至 2020年11月12日	自 2020年11月13日 至 2021年11月12日
1.金融商品に対する取組方針	本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び商品に係るリスク	本ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール･ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤役員、審査室長、商品企画部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する運用考査会議にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び改善勧告を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析･把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集･分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左 同左 同左 同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	2020年11月12日現在	2021年11月12日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	自 2020年11月13日 至 2021年11月12日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,110,086,169
合計	2,110,086,169

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

種類	(2020年11月12日現在)				(2021年11月12日現在)			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
買建	80,250,480	0	80,448,912	198,432	193,492,684	0	193,980,151	487,467
米ドル	80,250,480	0	80,448,912	198,432	193,492,684	0	193,980,151	487,467
合計	80,250,480	0	80,448,912	198,432	193,492,684	0	193,980,151	487,467

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

1)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2020年11月13日 至 2021年11月12日
該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	自 2020年11月13日 至 2021年11月12日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	9,793,336,129円
期中追加設定元本額	16,546,102,418円
期中一部解約元本額	255,176,364円
期末元本額	26,084,262,183円
元本の内訳※	
ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド	26,084,262,183円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第１　有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種　類	銘　柄	券面総額(口)	評価額	備考
米ドル	投資信託受益証券	SPDR PORTFOLIO DEVELOPED WORLD EX-US ET	3,369,463	126,489,641.02	
		SPDR PORTFOLIO S&P EMERGING MARKETS ETF	821,004	36,239,116.56	
		VANGUARD TOTAL STOCK MKT ETF	840,796	201,765,816.12	
米ドル合計			5,031,263	364,494,573.70 (41,643,505,045)	
合計				41,643,505,045 (41,643,505,045)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額（単位:円）であります。
(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入投資信託受益証券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資信託受益証券　3銘柄	99.4%	100.0%

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

1)　本ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに、同規則第38条の3及び同規則第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2)　本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2021年11月13日から2022年5月12日まで）の中間財務諸表について、監査法人ナカチによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

【ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第4期 2021年11月12日現在	第5期中間計算期間 2022年 5月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	4,419,547	6,256
親投資信託受益証券	41,912,192,475	54,899,220,810
流動資産合計	41,916,612,022	54,899,227,066
資産合計	41,916,612,022	54,899,227,066
負債の部		
流動負債		
未払解約金	46,297,557	63,132,914
未払受託者報酬	3,115,629	4,869,314
未払委託者報酬	7,615,925	11,902,704
未払利息	12	-
その他未払費用	110,000	330,000
流動負債合計	57,139,123	80,234,932
負債合計	57,139,123	80,234,932
純資産の部		
元本等		
元本	26,205,326,345	36,927,467,384
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	15,654,146,554	17,891,524,750
元本等合計	41,859,472,899	54,818,992,134
純資産合計	41,859,472,899	54,818,992,134
負債純資産合計	41,916,612,022	54,899,227,066

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第4期中間計算期間 自　2020年11月13日 至　2021年 5月12日	第5期中間計算期間 自　2021年11月13日 至　2022年 5月12日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,890,621,427	△3,697,211,665
営業収益合計	2,890,621,427	△3,697,211,665
営業費用		
支払利息	521	956
受託者報酬	1,574,499	4,869,314
委託者報酬	3,848,717	11,902,704
その他費用	110,000	330,000
営業費用合計	5,533,737	17,102,974
営業利益又は営業損失（△）	2,885,087,690	△3,714,314,639
経常利益又は経常損失（△）	2,885,087,690	△3,714,314,639
中間純利益又は中間純損失（△）	2,885,087,690	△3,714,314,639
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	158,994,160	△86,743,532
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,637,497,978	15,654,146,554
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,343,041,131	7,502,932,170
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,343,041,131	7,502,932,170
剰余金減少額又は欠損金増加額	300,772,861	1,637,982,867
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	300,772,861	1,637,982,867
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,405,859,778	17,891,524,750

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、中間計算期間末日の基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第4期 2021年11月12日現在	第5期中間計算期間 2022年 5月12日現在
１．計算期間末日における受益権の総数	26,205,326,345口	36,927,467,384口
２．1口当たり純資産額	1.5974円	1.4845円
(10,000口当たり純資産額)	(15,974円)	(14,845円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第4期中間計算期間（自 2020年11月13日　至 2021年 5月12日）
該当事項はありません。
第5期中間計算期間（自 2021年11月13日　至 2022年 5月12日）
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2021年11月12日現在	第5期中間計算期間 2022年 5月12日現在
１．中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	①親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

本ファンドの当該中間計算期間における元本額の変動

項目	第4期 自 2020年11月13日 至 2021年11月12日	第5期中間計算期間 自 2021年11月13日 至 2022年 5月12日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	9,792,627,750円	26,205,326,345円
期中追加設定元本額	20,058,953,442円	13,505,945,916円
期中一部解約元本額	3,646,254,847円	2,783,804,877円

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド）は、「グローバル株式インデックスマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2022年 5月12日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりでありますが、それらは監査意見の対象外であります。

グローバル株式インデックスマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2022年 5月12日現在
資産の部	
流動資産	
預金	134,869
コール・ローン	480,273,411
投資信託受益証券	54,618,608,189
流動資産合計	55,099,016,469
資産合計	55,099,016,469
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	8,677
未払金	201,061,140
未払利息	1,315
その他未払費用	7,171
流動負債合計	201,078,303
負債合計	201,078,303
純資産の部	
元本等	
元本	36,746,466,406
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	18,151,471,760
元本等合計	54,897,938,166
純資産合計	54,897,938,166
負債純資産合計	55,099,016,469

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
２.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
３.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
４.その他	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区別する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2022年 5月12日現在
１． 計算期間の末日における受益権の総数	36,746,466,406口
２． 1口当たり純資産額	1.4940円
(10,000口当たり純資産額)	(14,940円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2022年 5月12日現在
１．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 これらの商品は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

種類	(2022年 5月12日現在)			
	契約額等（円）	うち1年超	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	201,067,962	0	201,059,285	△8,677
米ドル	201,067,962	0	201,059,285	△8,677
合計	201,067,962	0	201,059,285	△8,677

（注）時価の算定方法

・為替予約取引

1)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①計算日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合は、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後の日の対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（その他の注記）

元本額の変動

項目	自 2021年11月13日 至 2022年 5月12日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	26,084,262,183円
期中追加設定元本額	10,837,912,502円
期中一部解約元本額	175,708,279円
期末元本額	36,746,466,406円
元本の内訳※	
ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンド	36,746,466,406円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	2022年5月31日現在
Ⅰ　資産総額	59,770,434,853円
Ⅱ　負債総額	58,041,147円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	59,712,393,706円
Ⅳ　発行済口数	38,145,204,198口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5654円
1万口当たり純資産額	15,654円

（参考）
グローバル株式インデックスマザーファンド
純資産額計算書

	2022年5月31日現在
Ⅰ　資産総額	60,569,971,585円
Ⅱ　負債総額	801,391,527円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	59,768,580,058円
Ⅳ　発行済口数	37,939,841,114口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.5754円
1万口当たり純資産額	15,754円

第４ 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第１ 【委託会社等の概況】

１ 【委託会社等の概況】

① 資本金の額

(ｉ)資本金の額(2022年8月1日現在)

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ⅱ)発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

(ⅲ)発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,099,411株です。

(ⅳ)最近5年間における主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

② 委託会社の機構

(ｉ)会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ⅱ)投資運用の意思決定機構

ア）市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ）投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ）運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤役員、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ）投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ）パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

２ 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

委託会社は、2022年8月1日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社合併をいたしました。なお、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年5月末日現在、委託会社（合併前のＳＢＩアセットマネジメント株式会社）が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2022年5月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	78	1,001,623
単位型株式投資信託	5	18,804

(ご参考)

2022年5月末日現在、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2022年5月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	73	140,059
単位型株式投資信託	287	830,238

2022年5月末日現在、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2022年5月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	52	72,035
単位型株式投資信託	304	861,015

３ 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度(2021年４月１日から2022年３月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,281,158	569,638
前払費用	24,575	22,597
未収委託者報酬	482,776	572,712
未収運用受託報酬	1,091	6,634
その他	25,257	25,626
流動資産合計	1,814,859	1,197,210
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 13,748	※ 12,234
器具備品	※ 3,540	※ 2,499
有形固定資産合計	17,288	14,734
無形固定資産		
商標権	1,352	1,203
ソフトウエア	2,626	1,309
その他	67	67
無形固定資産合計	4,046	2,579
投資その他の資産		
投資有価証券	956,238	1,051,219
関係会社株式	―	22,031
繰延税金資産	140,000	170,818
その他	11,613	11,469
投資その他の資産合計	1,107,852	1,255,540
固定資産合計	1,129,187	1,272,854
繰延資産		
株式交付費	―	4,170
繰延資産合計	―	4,170
資産合計	2,944,046	2,474,235

（単位：千円）

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	2,370	1,926
未払金	383,631	384,755
未払手数料	333,627	331,045
その他未払金	50,003	53,709
未払法人税等	92,760	105,725
未払消費税等	19,520	26,630
流動負債合計	498,282	519,036
負債合計	498,282	519,036
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	―	1,350,000
資本剰余金合計	―	1,350,000
利益剰余金		
利益準備金	30,012	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,310,952	240,094
利益剰余金合計	2,340,964	340,144
株主資本合計	2,741,164	2,090,344
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△295,400	△135,145
評価・換算差額等合計	△295,400	△135,145
純資産合計	2,445,764	1,955,198
負債純資産合計	2,944,046	2,474,235

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年４月１日 至 2021年３月31日)	当事業年度 (自 2021年４月１日 至 2022年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,242,459	2,468,525
運用受託報酬	1,259	10,623
営業収益計	2,243,719	2,479,148
営業費用		
支払手数料	1,472,682	1,557,540
広告宣伝費	11,011	7,417
調査費	33,280	38,368
委託計算費	109,479	147,361
営業雑経費	23,297	24,534
通信費	720	727
印刷費	19,915	21,008
協会費	2,429	2,630
諸会費	189	167
その他営業雑経費	43	—
営業費用計	1,649,751	1,775,222
一般管理費		
給料	136,492	123,426
役員報酬	27,899	23,837
給料・手当	108,592	99,438
賞与	—	150
福利厚生費	19,637	17,716
交際費	0	—
寄付金	—	4,402
旅費交通費	341	98
租税公課	9,743	17,336
不動産賃借料	13,750	10,160
退職給付費用	3,963	2,820
固定資産減価償却費	4,560	5,219
事務委託費	13,751	12,484
消耗品費	810	767
諸経費	16,387	13,098
一般管理費計	219,438	207,532
営業利益	374,528	496,394
営業外収益		
受取利息	6	4
受取配当金	51,201	32,400
雑収入	1,682	175
営業外収益計	52,890	32,579
営業外費用		
為替差損	1	69
株式交付費償却	—	379
雑損失	—	36
営業外費用計	1	485
経常利益	427,417	528,489

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2020年４月１日 至 2021年３月31日）	当事業年度 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）
特別損失		
投資有価証券評価損	―	326,300
特別損失合計	―	326,300
税引前当期純利益	427,417	202,189
法人税、住民税及び事業税	137,856	163,769
法人税等調整額	△7,202	△100,993
法人税等合計	130,653	62,775
当期純利益	296,763	139,413

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	400,200	30,012	2,014,188	2,044,200	2,444,400	△367,962	3,343	△364,618	2,079,782
当期変動額									
当期純利益			296,763	296,763	296,763				296,763
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						72,561	△3,343	69,218	69,218
当期変動額合計	―	―	296,763	296,763	296,763	72,561	△3,343	69,218	365,982
当期末残高	400,200	30,012	2,310,952	2,340,964	2,741,164	△295,400	―	△295,400	2,445,764

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	400,200	―	―	―	30,012	2,310,952	2,340,964	2,741,164
当期変動額								
合併による増加			50,000	50,000		256,295	256,295	306,295
準備金の積立					70,038	△70,038	―	―
剰余金の配当						△2,396,530	△2,396,530	△2,396,530
新株の発行	650,000	650,000		650,000				1,300,000
資本金から剰余金への振替	△650,000		650,000	650,000				―
準備金から剰余金への振替		△650,000	650,000	―				―
当期純利益						139,413	139,413	139,413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	―	―	1,350,000	1,350,000	70,038	△2,070,858	△2,000,820	△650,820
当期末残高	400,200	―	1,350,000	1,350,000	100,050	240,094	340,144	2,090,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△295,400	△295,400	2,445,764
当期変動額			
合併による増加			306,295
準備金の積立			―
剰余金の配当			△2,396,530
新株の発行			1,300,000
資本金から剰余金への振替			―
準備金から剰余金への振替			―
当期純利益			139,413
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	160,254	160,254	160,254
当期変動額合計	160,254	160,254	△490,565
当期末残高	△135,145	△135,145	1,955,198

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)子会社株式

移動平均法による原価法

(2)その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

３．固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が８-15年、器具備品が３-15年であります。

②　無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

４．繰延資産の処理方法

株式交付費

３年間で均等償却しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	**投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。**
運用受託報酬	**投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。**

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより財務諸表に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-３項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これにより財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年７月４日）第７-４項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の2021年６月17日の改正は、2019年７月４日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね１年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「電話加入権」67千円は、当事業年度において金額的重要性が乏しいため「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金」10,137千円は、当事業年度において金額的重要性が乏しいため「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組換えを行っております。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
※　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　3,457千円 器具備品　4,674千円 合計　8,132千円	※　有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物　4,972千円 器具備品　5,714千円 合計　10,686千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	―	―	36,600

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	36,600	20,800	―	57,400

(注)普通株式の増加20,800株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

(1)配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年８月25日株主総会	普通株式	1,090,680	29,800	2021年８月25日	2021年８月26日
2022年２月14日株主総会	普通株式	1,305,850	22,750	2022年２月14日	2022年２月15日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。営業債務である未払手数料等は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２)を参照ください。）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,281,158	1,281,158	―
(2) 未収委託者報酬	482,776	482,776	―
(3) 未収運用受託報酬	1,091	1,091	―
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	956,238	956,238	―
資産計	2,721,264	2,721,264	―
未払金	383,631	383,631	―
負債計	383,631	383,631	―
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	350	350	―
デリバティブ取引計(注)	350	350	―

(注)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1)現金・預金　(2)未収委託者報酬　(3)未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

その他有価証券（投資信託）は基準価額によっております。

負債

未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	10,137

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内
現金・預金	1,281,158
未収委託者報酬	482,776
未収運用受託報酬	1,091
合計	1,765,026

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。また、デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。この自己設定投資信託の一部につきましては、指数先物によるデリバティブ取引にてリスクの低減を図っております。営業債務である未払手数料等は、１年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

デリバティブ取引は、取引執行部門とヘッジ有効性の評価部門を分離し、日々評価額及び評価損益の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2022年３月31日）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
投資有価証券	1,051,219	1,051,219	―
資産計	1,051,219	1,051,219	―
デリバティブ取引(*3)	41	41	―

(*1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式 子会社株式	22,031

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

（注）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内
現金・預金	569,638
未収委託者報酬	572,712
未収運用受託報酬	6,634
合計	1,148,985

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年３月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
デリバティブ取引 指数先物関連	―	41	―	41
資産計	―	41	―	41

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(注2)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年７月４日）第26項に定める経過措置を適用した投資信託については、上記の表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は1,051,219千円であります。

（有価証券関係）

１．子会社株式

前事業年度(2021年３月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2022年３月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額（千円）
子会社株式	22,031

２．その他有価証券

前事業年度(2021年３月31日)

（単位：千円）

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	(3)その他	1,394	1,000	394
	小計	1,394	1,000	394
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	(3)その他	954,843	1,381,010	△426,166
	小計	954,843	1,381,010	△426,166
合計		956,238	1,382,010	△425,771

当事業年度(2022年３月31日)

（単位：千円）

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	(3)その他	1,641	1,000	641
	小計	1,641	1,000	641
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	―	―	―
	(2)債券	―	―	―
	(3)その他	1,049,578	1,245,010	△195,431
	小計	1,049,578	1,245,010	△195,431
合計		1,051,219	1,246,010	△194,790

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

３．売却したその他有価証券

前事業年度(2021年３月31日)

（単位：千円）

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	―	―	―
(2)債券	―	―	―
(3)その他	15,865	794	―
合計	15,865	794	―

当事業年度(2022年３月31日)

該当事項はありません。

４．減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について326,300千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度（2021年３月31日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等（千円）	契約額等のうち１年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引	指数先物取引 買建	7,910	―	350	350
合計		7,910	―	350	350

（注）時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度（2022年３月31日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	取引の種類	契約額等（千円）	契約額等のうち１年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引	指数先物取引 買建	10,356	―	41	41
合計		10,356	―	41	41

（注）時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づいております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。

２．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2020年４月１日　至 2021年３月31日）3,963千円、当事業年度（自 2021年４月１日　至 2022年３月31日）2,820千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度（2021年３月31日）		当事業年度（2022年３月31日）	
１.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		１.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
電話加入権	438千円	電話加入権	438千円
未払事業税	3,830	投資有価証券評価損	99,913
その他未払税金	1,424	未払事業税	3,406
その他有価証券評価差額金	130,492	その他未払税金	3,817
その他	3,936	その他有価証券評価差額金	59,644
繰延税金資産小計	140,121	その他	3,598
評価性引当額	―	繰延税金資産小計	170,818
繰延税金資産合計	140,121	評価性引当額	―
繰延税金負債		繰延税金資産合計	170,818
その他有価証券評価差額金	△120		
繰延税金負債合計	△120	繰延税金負債	
繰延税金資産の純額	140,000	繰延税金負債合計	―
		繰延税金資産の純額	170,818
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。		２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左	

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

当社は、2021年３月17日の取締役会において、当社を吸収合併存続会社とし、同一の親会社を持つ会社であるＳＢＩオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約の締結を承認決議し、効力発生日である2021年５月１日付をもって吸収合併いたしました。

１．取引の概要

(1)結合当事企業の名称

存続会社：当社

消滅会社：ＳＢＩオルタナティブ・インベストメンツ株式会社

(2)企業結合日

2021年５月１日

(3)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、ＳＢＩオルタナティブ・インベストメンツ株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(4)結合後企業の名称

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

(5)取引の目的

経営資源の有効活用及び最適化を図ることを目的としております。

２．実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

（収益認識関係）

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針５．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

（セグメント情報）

前事業年度(自　2020年４月１日　至　2021年３月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
ＳＢＩ中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ（年２回決算型）	517,208

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

(1)営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益

ＳＢＩ中小型割安成長株ファンドジェイリバイブ（年２回決算型）	339,734

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度　(自　2020年４月１日　至　2021年３月31日)

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	―	販売委託	販売委託支払手数料	533,728	未払金	148,196

（注）１．取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２.親会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社（非上場）
モーニングスター株式会社（東京証券取引所市場第一部に上場）
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）
ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所市場第一部に上場）

当事業年度　（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	モーニングスター株式会社	東京都港区	3,363	金融情報サービス業	(被所有)間接100.0%	役員の兼任 データ購入 人員出向・受入	増資の引受	1,300,000	―	―

(注)当社の行った株主割当による増資（普通株式20,800株）を引き受けたものです。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社SBI証券	東京都港区	48,323	証券業	―	販売委託	販売委託支払手数料	640,268	未払金	167,508

(注) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

２.親会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社（非上場）
モーニングスター株式会社（東京証券取引所プライム市場に上場）
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社（非上場）
ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所プライム市場に上場）

(１株当たり情報)

	前事業年度 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	当事業年度 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
１株当たり純資産額	66,824円16銭	34,062円69銭
１株当たり当期純利益	8,108円30銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	3,483円69銭 なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) １株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自　2020年４月１日 至　2021年３月31日	当事業年度 自　2021年４月１日 至　2022年３月31日
当期純利益(千円)	296,763	139,413
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	296,763	139,413
期中平均株式数(株)	36,600	40,019

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

（参考）ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の経理状況

※当該（参考）においてＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

① 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第２条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

② 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（自 令和３年４月１日 至　令和４年３月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和４年５月27日

ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社

取 締 役 会　　御 中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　郷右近　陸　也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和３年４月１日から令和４年３月31日までの第７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社の令和４年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

財務諸表等

(1)貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (令和３年３月31日)	当事業年度 (令和４年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	694,448	952,283
前払費用	17,973	17,878
未収委託者報酬	213,053	254,036
未収運用受託報酬	24,496	22,481
その他	1,348	1,806
流動資産合計	951,320	1,248,485
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 2,495	※ 2,307
器具備品	※ 167	※ 301
有形固定資産合計	2,662	2,609
無形固定資産		
ソフトウエア	13,220	15,780
商標権	163	131
無形固定資産合計	13,383	15,911
投資その他の資産		
投資有価証券	109	114
長期前払費用	2,609	412
繰延税金資産	6,273	8,312
その他	9,040	9,040
投資その他の資産合計	18,032	17,879
固定資産合計	34,078	36,400
資産合計	985,399	1,284,886

(単位：千円)

	前事業年度 (令和３年３月31日)	当事業年度 (令和４年３月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	77,049	94,288
未払手数料	50,571	62,038
その他未払金	26,478	32,249
未払消費税等	27,207	10,175
未払法人税等	107,361	81,465
未払費用	34,963	33,321
預り金	1,595	207
その他	39,578	60,394
流動負債合計	287,757	279,853
負債合計	287,757	279,853
純資産の部		
株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		

資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	397,635	705,022
利益剰余金合計	397,635	705,022
株主資本合計	697,635	1,005,022
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	10
評価・換算差額等合計	6	10
純資産合計	697,641	1,005,032
負債純資産合計	985,399	1,284,886

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日)	当事業年度 (自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	913,541	1,121,008
運用受託報酬	89,835	85,106
営業収益計	1,003,376	1,206,115
営業費用		
支払手数料	212,582	258,998
広告宣伝費	11,000	750
支払報酬	2,500	2,000
協会費	2,540	2,932
委託計算費	170,862	235,594
委託調査費	81,785	99,084
営業費用計	481,271	599,359
一般管理費		
給料	62,995	76,010
役員報酬	25,850	28,650
給料・手当	37,145	43,660
賞与	—	3,700
法定福利費	8,602	12,205
福利厚生費	1,456	1,708
退職給付費用	2,489	3,171
派遣社員費	—	2,323
募集費	250	6,925
業務委託費	17,606	21,495
不動産賃借料	8,116	8,116
修繕維持費	2,056	2,056
固定資産減価償却費	3,451	5,673
租税公課	10,325	11,936
什器備品費	162	—
支払報酬	6,579	6,180
諸経費	5,116	6,059
一般管理費計	129,207	163,862
営業利益	392,897	442,893
営業外収益		
受取利息	2	2
為替差益	129	70
雑収入	245	448
営業外収益計	377	522
営業外費用		
その他	0	—
営業外費用計	0	—
経常利益	393,273	443,416
税引前当期純利益	393,273	443,416
法人税、住民税及び事業税	122,381	138,069
法人税等調整額	△3,335	△2,040
当期純利益	274,228	307,387

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 令和２年４月１日　至　令和３年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	150,000	150,000	150,000	123,406	123,406	423,406
当期変動額						
当期純利益				274,228	274,228	274,228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	274,228	274,228	274,228
当期末残高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1	△1	423,404
当期変動額			
当期純利益			274,228
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8	8	8
当期変動額合計	8	8	274,236
当期末残高	6	6	697,641

当事業年度（自 令和３年４月１日　至　令和４年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	150,000	150,000	150,000	397,635	397,635	697,635
当期変動額						
当期純利益				307,387	307,387	307,387
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	―	―	―	307,387	307,387	307,387
当期末残高	150,000	150,000	150,000	705,022	705,022	1,005,022

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6	6	697,641
当期変動額			
当期純利益			307,387
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	3	3
当期変動額合計	3	3	307,391
当期末残高	10	10	1,005,032

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理）を採用しております。

２．固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定額法によっております。(ただし、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備については定率法によっております。)
なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	**8～18年**
器具備品	**5年**

②　無形固定資産

定額法によっております。
なお、耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウエア	**5年**
商標権	**10年**

３．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	**投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。**
運用受託報酬	**投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。**

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

１．当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産　　8,312千円

２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

（未適用の会計基準等）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第31号）の2021年６月17日の改正は、2019年７月４日の公表時において、「投資信託の時価の算定」に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、「時価の算定に関する会計基準」公表後、概ね１年をかけて検討を行うこととされていたものが、改正され、公表されたものです。

(2) 適用予定日

2023年３月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金（1,174千円）」「立替金（174千円）」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金（9,040千円）」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み換えを行っております。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (令和３年３月31日現在)	当事業年度 (令和４年３月31日現在)
※　有形固定資産の減価償却累計額	※　有形固定資産の減価償却累計額
建物　515千円	建物　778千円
器具備品　632千円	器具備品　732千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度
（自　令和２年４月１日 至 令和３年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	6,000	―	―	6,000

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度
（自　令和３年４月１日 至 令和４年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	6,000	―	―	6,000

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（令和３年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが１ヵ月以内の支払期日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金・預金	694,448	694,448	—
(2) 未収委託者報酬	213,053	213,053	—
(3) 未収運用受託報酬	24,496	24,496	—
資産計	931,998	931,998	—
(1)未払手数料	50,571	50,571	—
(2)その他未払金	26,478	26,478	—
負債計	77,049	77,049	—

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、 (2) 未収委託者報酬

(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、 (2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（令和４年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが１ヵ月以内の支払期日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

(1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「未払手数料」「その他未払金」 は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

投資信託（貸借対照表計上額　114千円）に関する事項については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置」（令和二年三月六日内閣府令第九号）に基づき、記載を省略しております。

４．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内(千円)	1年超(千円)
(1) 現金・預金	952,283	—
(2) 未収委託者報酬	254,036	—
(3) 未収運用受託報酬	22,481	—
資産計	1,228,801	—

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金・預金	694,448	―
(2) 未収委託者報酬	213,053	―
(3) 未収運用受託報酬	24,496	―
資産計	931,998	―

（退職給付関係）

前事業年度 （自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日）	当事業年度 （自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日）
１．採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。 ２．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は2,489千円であります。	１．採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。 ２．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は3,171千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 (令和３年３月31日現在)	当事業年度 (令和４年３月31日現在)
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税　6,219千円	未払事業税　4,119千円
その他　57千円	その他　4,197千円
繰延税金資産小計　6,276千円	繰延税金資産小計　8,317千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額　－	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額　－
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額　－	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額　－
評価性引当額小計　－	評価性引当額小計　－
繰延税金資産合計　4,772千円	繰延税金資産合計　8,317千円
繰延税金負債	繰延税金負債
その他有価証券評価差額金　△3千円	その他有価証券評価差額金　△4千円
繰延税金負債合計　△3千円	繰延税金負債合計　△4千円
繰延税金資産(△負債)の純額　6,273千円	繰延税金資産(△負債)の純額　8,312千円
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

当事業年度（自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針５．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

前事業年度 （自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日）	当事業年度 （自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日）
１.セグメント情報 **当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。** **２.関連情報** **①製品及びサービスごとの情報** **単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。** **②地域ごとの情報** **営業収益** **本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。** **有形固定資産** **本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。** **３.主要な顧客ごとの情報** **特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。**	**１.セグメント情報** **当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。** **２.関連情報** **①製品及びサービスごとの情報** **単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。** **②地域ごとの情報** **営業収益** **本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。** **有形固定資産** **本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。** **３.主要な顧客ごとの情報** **特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。**

（関連当事者情報）

前事業年度(自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日)

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ＳＢＩホールディングス株式会社	東京都港区	98,711	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 90.00%	役員の兼務 不動産の転貸借 出向等	人件費の立替(注2)	67,546	その他未払金	4,662
							保証金の差入(注2)	―	差入保証金	9,040

(注) １．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

（イ）財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ＳＢＩ生命保険株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業	―	投資一任契約	運用受託報酬(注2)	20,231	未収運用受託報酬	5,915
	ＳＢＩ損害保険株式会社	東京都港区	20,500	損害保険業	―	投資一任契約	運用受託報酬(注2)	3,686	未収運用受託報酬	523

(注) １．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

２.親会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
モーニングスター株式会社（東京証券取引所に上場）
ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

当事業年度(自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日)

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ＳＢＩホールディングス株式会社	東京都港区	99,312	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 90.00%	役員の兼務 不動産の転貸借 出向等	人件費の立替(注2)	92,452	その他未払金	6,113
							保証金の差入(注2)	―	差入保証金	9,040

(注) １．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

（イ）財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ＳＢＩ生命保険株式会社	東京都港区	47,500	生命保険業	―	投資一任契約	運用受託報酬(注2)	22,231	未収運用受託報酬	6,264

(注) １．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

２.親会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
モーニングスター株式会社（東京証券取引所に上場）
ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日）	当事業年度 （自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日）
１株当たり純資産額　116,273円65銭	１株当たり純資産額　167,505円49銭
１株当たり当期純利益金額　45,704円75銭	１株当たり当期純利益金額　51,231円27銭
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
当期純利益　274,228千円	当期純利益　307,387千円
普通株主に帰属しない金額　－千円	普通株主に帰属しない金額　－千円
普通株主に係る当期純利益　274,228千円	普通株主に係る当期純利益　307,387千円
期中平均株式数　6,000株	期中平均株式数　6,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

（参考）ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の経理状況

※当該（参考）においてＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社を「委託会社」または「当社」といいます。

① 財務諸表の作成方法について

委託会社であるＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第２条の規定により、財務諸表等規則および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

② 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（自 令和３年４月１日 至　令和４年３月31日)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

令和４年５月27日

ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ
東　　京　　事　　務　　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　郷右近　陸　也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の令和３年４月１日から令和４年３月31日までの第５期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の令和４年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

財務諸表等

(1)貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (令和３年３月31日)	当事業年度 (令和４年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	479,070	948,676
前払費用	381	2,417
未収委託者報酬	81,365	68,969
未収運用受託報酬	430	472
未収投資助言報酬	—	11
立替金	31	—
その他	1,078	795
流動資産合計	562,358	1,021,342
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ 2,511	※ 2,324
器具備品	※ 335	※ 251
有形固定資産合計	2,847	2,576
無形固定資産		
ソフトウエア	4,939	3,210
無形固定資産合計	4,939	3,210
投資その他の資産		
繰延税金資産	4,772	15,279
その他	9,041	9,041
投資その他の資産合計	13,814	24,321
固定資産合計	21,601	30,107
資産合計	583,959	1,051,449

(単位：千円)

	前事業年度 (令和３年３月31日)	当事業年度 (令和４年３月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	26,705	27,205
未払手数料	3,683	3,230
その他未払金	23,021	23,975
未払消費税等	36,697	25,942
未払法人税等	65,861	145,971
未払費用	10,737	25,904
前受金	17,367	—
前受収益	275	275
預り金	1,306	909
仮受金	—	40,254
流動負債合計	158,951	266,463
固定負債		
長期前受収益	687	412
固定負債合計	687	412
負債合計	159,638	266,876
純資産の部		

株主資本		
資本金	150,000	150,000
資本剰余金		
資本準備金	150,000	150,000
資本剰余金合計	150,000	150,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	124,320	484,573
利益剰余金合計	124,320	484,573
株主資本合計	424,320	784,573
純資産合計	424,320	784,573
負債純資産合計	583,959	1,051,449

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日)	当事業年度 (自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日)
営業収益		
委託者報酬	601,172	911,890
運用受託報酬	1,882	1,689
投資助言報酬	—	46
営業収益計	603,054	913,626
営業費用		
支払手数料	38,380	43,472
支払報酬	165	—
協会費	1,439	2,545
委託計算費	106,815	161,292
委託調査費	19,818	44,333
営業費用計	166,618	251,643
一般管理費		
給料	69,053	79,990
役員報酬	21,725	25,325
給料・手当	46,959	54,635
賞与	368	30
法定福利費	8,841	9,032
福利厚生費	1,166	844
退職給付費用	1,459	1,105
派遣社員費	—	798
業務委託費	4,426	2,722
販売促進費	1,540	1,627
旅費交通費	511	815
システム利用料	10,939	16,313
不動産賃借料	8,117	8,117
修繕維持費	2,056	2,056
固定資産減価償却費	2,080	2,077
租税公課	7,142	9,962
支払報酬	4,806	5,221
諸経費	4,243	11,061
一般管理費計	126,385	151,746
営業利益	310,049	510,236
営業外収益		
受取利息	0	1
雑収入	5,589	8,898
営業外収益計	5,590	8,900
営業外費用		
為替差損	9	0
営業外費用計	9	0
経常利益	315,631	519,136
税引前当期純利益	315,631	519,136
法人税、住民税及び事業税	60,633	169,390
法人税等調整額	△5,145	△10,507
当期純利益	260,142	360,252

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 令和２年４月１日　至　令和３年３月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	150,000	150,000	150,000	△135,822	△135,822	164,177	164,177
当期変動額							
当期純利益				260,142	260,142	260,142	260,142
当期変動額合計	―	―	―	260,142	260,142	260,142	260,142
当期末残高	150,000	150,000	150,000	124,320	124,320	424,320	424,320

当事業年度（自 令和３年４月１日　至　令和４年３月31日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	150,000	150,000	150,000	124,320	124,320	424,320	424,320
当期変動額							
当期純利益				360,252	360,252	360,252	360,252
当期変動額合計	―	―	―	360,252	360,252	360,252	360,252
当期末残高	150,000	150,000	150,000	484,573	484,573	784,573	784,573

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。(ただし、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備については定額法によっております。)
なお、耐用年数は以下のとおりであります。

建物	**8～18年**
器具備品	**8年**

② 無形固定資産

定額法によっております。
自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法によっております。

２．収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬	**投資信託約款に基づく信託報酬で、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間に渡り収益として認識されます。**
運用受託報酬	**投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間に渡り収益として認識されます。**
投資助言報酬	**投資助言契約に基づき、顧客が運用対象とする投資資産に関し、ポートフォリオ改善等の投資助言を行うものです。当該役務の提供がなされ、その報酬額が支払われることが確定した時点で収益として認識されます。**

３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理
控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（重要な会計上の見積り）

１．当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産	**15,279千円**

２．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

（貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「未収入金」は、金額的重要性が乏しいため「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「長期差入保証金」は、金額的重要性が乏しいため「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組み換えを行っております。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (令和３年３月31日現在)	当事業年度 (令和４年３月31日現在)
※　有形固定資産の減価償却累計額 建物　517千円 器具備品　287千円	※　有形固定資産の減価償却累計額 建物　782千円 器具備品　371千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度
（自　令和２年４月１日 至 令和３年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	6,000	―	―	6,000

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度
（自　令和３年４月１日 至 令和４年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	6,000	―	―	6,000

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（令和３年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが１ヵ月以内の支払期日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金・預金	479,070	479,070	—
(2) 未収委託者報酬	81,365	81,365	—
(3) 未収運用受託報酬	430	430	—
資産計	560,866	560,866	—
(1)未払手数料	3,683	3,683	—
(2)その他未払金	23,021	23,021	—
負債計	26,705	26,705	—

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金・預金、 (2) 未収委託者報酬

(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払手数料、 (2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

当事業年度（令和４年３月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。未払金は、そのほとんどが１ヵ月以内の支払期日であります。

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

(1)「現金・預金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「未払手数料」「その他未払金」 は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

４．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（千円）	1年超（千円）
(1) 現金・預金	948,676	—
(2) 未収委託者報酬	68,969	—
(3) 未収運用受託報酬	472	—
(4) 未収投資助言報酬	11	
資産計	1,018,129	—

区分	貸借対照表計上額
長期差入保証金	9,041

長期差入保証金については、期限の定めが無いため、将来キャッシュ・フローの算定が困難であることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 (千円)
(1) 現金・預金	479,070	―
(2) 未収委託者報酬	81,365	―
(3) 未収運用受託報酬	430	―
資産計	560,866	―

（退職給付関係）

前事業年度 （自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日）	当事業年度 （自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日）
１．採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。 ２．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は1,459千円であります。	１．採用している退職給付金制度の概要 当社は、確定拠出年金制度を採用しております。 ２．確定拠出制度 当社の確定拠出制度への要拠出額は1,105千円であります。

（税効果会計関係）

前事業年度 (令和３年３月31日現在)	当事業年度 (令和４年３月31日現在)
１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
未払事業税　4,032千円	未払事業税　6,914千円
その他　739千円	その他　8,365千円
繰延税金資産小計　4,772千円	繰延税金資産小計　15,279千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額　－	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額　－
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額　－	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額　－
評価性引当額小計　－	評価性引当額小計　－
繰延税金資産合計　4,772千円	繰延税金資産合計　15,279千円
繰延税金負債	繰延税金負債
繰延税金負債合計　－	繰延税金負債合計　－
繰延税金資産(△負債)の純額　4,772千円	繰延税金資産(△負債)の純額　15,279千円
２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳	２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳
法定実行税率　30.62% (調整) 評価性引当額増減　△13.1% その他　0.06% 税効果会計適用後の法人税等の負担率　17.58%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の５以下であるため注記を省略しております。

（収益認識関係）

当社は、投資運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため省略しております。また、顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針５．収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

前事業年度 （自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日）	当事業年度 （自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日）
１.セグメント情報 **当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。** **２.関連情報** **①製品及びサービスごとの情報** **単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。** **②地域ごとの情報** **営業収益** **本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。** **有形固定資産** **本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。** **３.主要な顧客ごとの情報** **特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。**	**１.セグメント情報** **当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。** **２.関連情報** **①製品及びサービスごとの情報** **単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。** **②地域ごとの情報** **営業収益** **本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。** **有形固定資産** **本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。** **３.主要な顧客ごとの情報** **特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。**

（関連当事者情報）

前事業年度(自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日)

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ＳＢＩホールディングス株式会社	東京都港区	98,711	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 53.00%	役員の兼務 不動産の転貸借 出向等	人件費の立替(注2)	57,103	その他未払金	4,831
							保証金の差入(注2)	―	差入保証金	9,041
	モーニングスター株式会社	東京都港区	2,115	金融情報サービスの提供	(被所有)間接 53.00%	出向等	従業員の出向(注3)	3,529	未収入金	280
							従業員の出向(注3)	2,699	その他未払金	1,132

(注) １．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
３．出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

（イ）財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都港区	150	投資運用業及び投資助言業	―	出向等 投資システム共同利用	投資システム共同利用料の請求(注2)	5,367	未収入金	582
	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社	東京都港区	400	投資運用業及び投資助言業	―	出向等	従業員の出向(注3)	840	未収入金	72
							従業員の出向(注3)	12,337	その他未払金	1,410

(注) １．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
２．独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
３．出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

２.親会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
モーニングスター株式会社（東京証券取引所に上場）
ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

当事業年度(自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日)

１.関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ＳＢＩホールディングス株式会社	東京都港区	99,312	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	(被所有)間接 53.00%	不動産の転貸借出向等	人件費の立替(注2)	49,765	その他未払金	2,610
							保証金の差入(注2)	―	差入保証金	9,041
	モーニングスター株式会社	東京都港区	3,363	金融情報サービスの提供	(被所有)間接 53.00%	出向等	従業員の出向(注3)	350	未収入金	―
							従業員の出向(注3)	15,492	その他未払金	1,527

(注) 1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3．出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

（イ）財務諸表提出会社のその他の関係会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都港区	150	投資運用業及び投資助言業	―	出向等 投資システム共同利用	投資システム共同利用料の請求(注2)	8,196	未収入金	795
	ＳＢＩアセットマネジメント株式会社	東京都港区	400	投資運用業及び投資助言業	―	出向等	従業員の出向(注3)	258	未収入金	―
							従業員の出向(注3)	10,652	その他未払金	585

(注) 1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2．独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
3．出向に関する協定書に基づき、出向者に係る給料・手当、賞与、福利厚生費等の実額を出向負担金として負担しております。

２.親会社に関する注記

親会社情報

ＳＢＩホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）
ＳＢＩグローバルアセットマネジメント株式会社(非上場)
モーニングスター株式会社（東京証券取引所に上場）
ＳＢＩアセットマネジメント・グループ株式会社(非上場)

（１株当たり情報）

前事業年度 （自 令和２年４月１日 至 令和３年３月31日）	当事業年度 （自 令和３年４月１日 至 令和４年３月31日）

１株当たり純資産額	70,720円09銭
１株当たり当期純利益金額	43,357円09銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	260,142千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株主に係る当期純利益	260,142千円
期中平均株式数	6,000株

１株当たり純資産額	130,762円25銭
１株当たり当期純利益金額	60,042円16銭

なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益	360,252千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株主に係る当期純利益	360,252千円
期中平均株式数	6,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４ 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

⑤ 上記③④に掲げるものの他、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５ 【その他】

（１） 定款の変更、その他の重要事項

（イ）定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

（ロ）その他の重要事項

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社は、2022年８月１日に、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社、ＳＢＩボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、ＳＢＩ地方創生アセットマネジメント株式会社の３社合併をいたしました。なお、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

（２） 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名　　称	資本金の額 (2021年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社ＳＢＩ証券	48,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	楽天証券株式会社	7,495百万円	
	松井証券株式会社	11,945百万円	
	auカブコム証券株式会社	7,196百万円	
	岡三証券株式会社※	5,000百万円	
	マネックス証券株式会社	12,200百万円	
	GMOクリック証券株式会社	4,346百万円	
	ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	
	株式会社筑邦銀行	8,000百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
	PayPay銀行株式会社	37,250百万円	
投資顧問会社	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社	30百万円	「金融商品取引法」に定める金融商品取引業として投資助言・代理業を営んでいます。

※岡三オンライン証券株式会社は、2022年1月1日を合併期日として岡三証券株式会社（存続会社）と経営統合を行いました。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

（２）再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

（３）販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

（４）投資顧問会社

本ファンドの投資顧問会社として委託会社に対して運用に関する情報提供及び投資助言等を行います。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）再信託受託会社

該当事項はありません。

（３）販売会社

該当事項はありません。

（４）投資顧問会社

該当事項はありません。

第３【その他】

(1) 金融商品取引法第15条第２項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第３項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

① 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
② ファンドの基本的性格など
③ 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
⑤ 目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
② 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
⑧ 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
⑨ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
⑪ 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

(4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

(5) 有価証券届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

(6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部　ファンド情報」中「第１　ファンドの状況」「２　投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

(7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

(8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2022年５月30日

ＳＢＩアセットマネジメント株式会社

取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木　村　尚　子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	郷右近　隆　也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＳＢＩアセットマネジメント株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩアセットマネジメント株式会社の2022年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。**
- **財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。**
- **経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。**
- **経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。**

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2021年12月23日

SBIアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御 中

監査法人 ナ カ チ
東京都千代田区

代表社員
業務執行社員　公認会計士　髙　村　俊　行

代表社員
業務執行社員　公認会計士　家　冨　義　則

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンドの2020年11月13日から2021年11月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンドの2021年11月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ １． 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２． XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年8月7日

SBIアセットマネジメント株式会社
取　締　役　会　　御中

監査法人 ナ カ チ
東京都千代田区

代表社員
業務執行社員　公認会計士　髙　村　俊　行

代表社員
業務執行社員　公認会計士　家　冨　義　則

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンドの2021年11月13日から2022年5月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＳＢＩ・全世界株式インデックス・ファンドの2022年5月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2021年11月13日から2022年5月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、経営者に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　１．　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．　XBRLデータは中間監査の対象に含まれておりません。